

## Bar のうちそと

京都犯罪被害者支援センター理事 吉田 誠司



### 傍聴席に座って

「はーとめーる」をご覧の皆様、こんにちは。理事の吉田誠司です。私がセンターに関わることになったきっかけは 2001 年、滋賀県で起きた母子殺人事件の被害者支援からでした。その頃は被害者参加制度や優先傍聴制度などもなく、中隆志理事と一緒に、交代で大津地裁の法廷傍聴に通いました。そこでは被害者に何ら配慮はされず、どんな証拠が法廷に提出されているのか、何を目的にその尋問をしているのか、私達弁護士にも正確に知らされることはなく、ただ傍聴席から得た情報から想像するしかありませんでした。その不確かな情報をもとに遺族に「何が起こったのか。なぜ事件が起きたのか」を報告せざるを得ませんでした。

### 法廷の席に座って

それから数年後、被害者支援のための裁判制度が大きく前進し、Bar（法廷と傍聴席を仕切る柵）の中に被害者が入り、被害者は刑事裁判の当事者として正当に扱われ、検察官の隣に座ることが出来るようになりました。検察官から様々な情報も正確に得ることが出来るようになりました（全てではありませんが）。法廷の中で発言・質問も出来るようになったのです。爾来、

私も「被害者参加弁護士」として、法廷の中で、いくつもの裁判に関わるようになりました。

### 再び傍聴席に座って

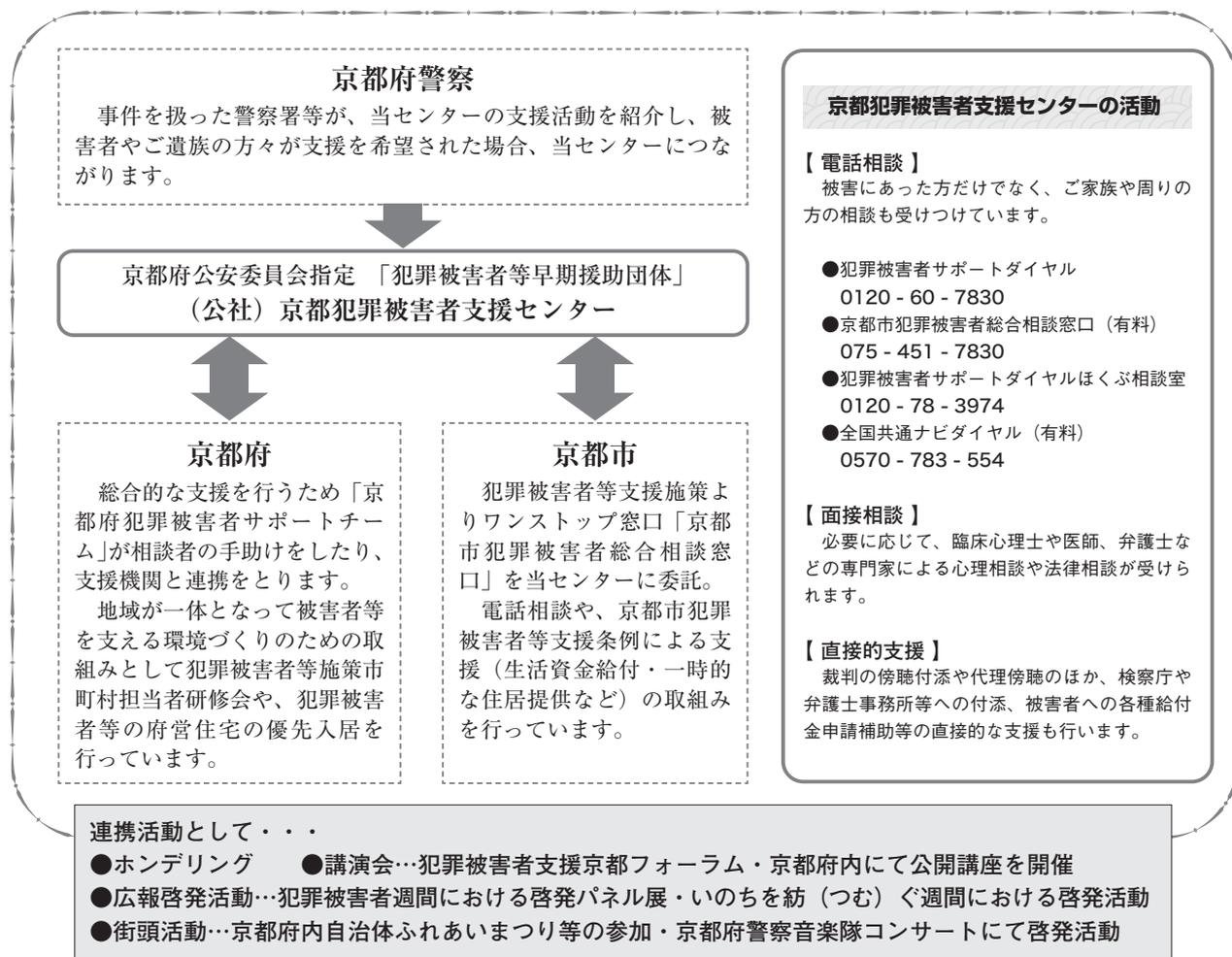
昨年（2020 年）の一年間、私は年初に愛知県で起きた殺人未遂事件の被害者支援をすることになりました。その方は被害者参加を希望されず、ただ法廷がどうであったかを聞いてきてほしいという依頼でした。再び Bar の外からの支援でした。裁判員裁判のため、連日名古屋地裁へ通いました。コロナ禍で傍聴席が減らされる中、優先的に私に席があったことはとても助かりました。しかし久しぶりに傍聴席に座ってみて、いかに法廷内が遠く、情報が薄いかを改めてやはり思い知らされました。長時間かつ連日の法廷に目と耳だけを集中させて臨むのも、本当に疲れました。

センターのボランティアの皆さんは、いつもこうして傍聴席から、遠く薄い情報を苦勞してつなぎ合わせて責任感をもって被害者に伝えているのだろうと実感し、改めて頭が下がる思いをしました。

今後も、被害者が求めるものを被害者にたずね、それを少しでも多く手渡すことが出来るよう、ボランティアの皆さんと一緒に知恵を絞っていきたいと思っています。



## 京都犯罪被害者支援センターの連携



公益社団法人京都犯罪被害者支援センター（以下「センター」という。）と京都府警察並びに京都府及び京都市等府下自治体間の犯罪被害者等支援の連携について記述します。

センターは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の公益認定を受けた一般社団法人であるとともに犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「支援法」という。）第23条第1項に定める犯罪被害者等早期援助団体として「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」（平成14年国家公安委員会規則第1号）第4条の定めによる指定を受けています。

犯罪被害者等基本法（平成16年第161号）等関係法令は理念法であるため犯罪被害者等支援のありようは事例ごと関係機関ごと少しずつ異なります。

犯罪被害者等の支援は、警察から、支援法第23条第4項の規定に基づき警察本部長等が犯罪被害者等の

同意を得て、連絡を受け、支援が始まる場合と犯罪被害者等がセンターに電話を架けてきて支援が始まる場合があります。犯罪被害者等の希望を十分に聞き取って支援の在り方を定めて関係機関との連絡調整が始まります。

京都市との関係は、「京都市犯罪被害者等支援条例」（平成23年3月18日条例第48号）において、京都市の責務を第4条で謳い、日常生活の支援（第10条）、住居の提供（第11条）等広く支援に関して規定しています。京都府は、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」（平成16年京都府条例第42号）第3条において府の責務を、第15条から第17条にわたって犯罪被害者等に対する支援、推進体制の整備等、広報及び啓発について定めています。

犯罪被害者等が直面する現実、極めて厳しいものがあることからセンターの支援はきめの細やかな実態に即した支援であることが求められることは改めて述べるまでもありません。



## ボランティアの声 .....

### ボランティア活動から学んだ事

2期生 森田 和代

当センターでの事前研修を受けてから20年余りが経ちました。当時はまだ活動が始まって日が浅く発展途上の新しい空気を感じながらの研修はとても充実感がありました。共に学ぶ先輩方や同期の仲間との出会いや講師の方々との交流は新たな学びへの意欲をかき立てるものでした。

当時は犯罪被害者支援の必要性がやっと認められて、その為の法整備や具体的施策についての議論が熱くなっていました。研修の区切りを終えて電話相談担当で初めて被害者の声を聞いたときの緊張感は今も忘れられないものでした。力不足で十分に聴く事さえできなかった後悔はその後の研修への取組みを深めたと思います。

全国的な支援センターの設立やネットワークの立上げに伴い都民センターや他府県での研修の機会に多く参加させていただきました。そこで出会ったスタッフ

やボランティア、また当事者の方々との研修と交流での学びはその後の活動への大きな礎になりました。

センターの支援活動は広がり直接的支援が始まりました。それまでの研修と経験の枠を超えるプロセスの連続でした。当然のことですが個々の被害者やご遺族への支援は全く違ってきます。後悔と無力感でくじけそうになる心を支えてくれたのは、こちらが支援していると思い込んでいた当事者の真摯なお姿でした。「共に歩こう」そう心に決めました。それからの活動は支援というより、困難な時期を傍に寄り添って歩むことになりました。

長いようで短かったボランティア活動を支えてくださった仲間や事務局の皆様、そして力不足で傍に寄り添うことしか出来なかった支援者という立場の私を見守ってくださった皆様ありがとうございました。

## 会員の思い

令和2年の暮れ、当センター正会員の方からお手紙をいただきました。当センター会報紙「はーとめーる 59号」への感想でした。大変珍しいことでしたので、当センターをお支えくださる、この方のお声、お気持ちをご紹介します。

私は2020年に公益社団法人京都犯罪被害者支援センターの正会員となりました。

会員には毎年「はーとめーる」という会報が送られてきます。この会報には実際に犯罪被害者となってしまう方々の心情やその後の生活などが紹介されており、我々会員としての使命感が呼び起される重要な出版物として認識し読ませていただいております。またセンターの運営状況や支援する側の立場のことも書かれています。

第59号に長年支援活動を続けてこられたお二人のボランティアの方がその功績を支援センターから認められ表彰を受けられたことが紹介されていました。

表彰されたお二人の文を読ませていただき、実際に支援を行っているボランティアの方々的心情や努力されていることを初めて知ることができました。「単にボランティアといってもその仕事の中身は、他人からはわからない苦労や責任感の強さがあったのだな」ということを教えてもらい、なんと難しい仕事をくじけずに長年続けてこられたのだろうか、と感心と感動、そして人として尊敬の念を抱きました。

また、このお仕事に関わられている全ての方が日々こ

のように、犯罪被害者の方に対して「考え、行動し、そして自らの改善点を探し、さらにまた行動する」を繰り返し、時には苦悩しながら続けておられることは、我々ではなかなか真似はできないものだ、と感じさせられる内容でした。

「はーとめーる」を拝見し、我々会員もボランティアの方々から学び、何か一つでも「支援を形にする」ことができると強く感じております。これからも「はーとめーる」を学びの場とし活用させていただきます。

私事ですが今年も微力ながら個人寄付をさせていただくことができました。寄付金は「個人・法人それぞれが支援できる最低の範囲」でしかお力になれず、それら1つ1つは微力なものです、多くの会員から「小さな気持ち」が集まれば、きっと大きなエールになってくれるでしょう。

今後も公益社団法人京都犯罪被害者支援センター様への協力を継続させていただければと考えております。皆様のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

(A.K)



## ■ マスクご支援ありがとうございます ■

昨年12月に市内にお住いの田畑素子様をお訪ねし、マスク1,000枚をご寄贈いただきました。田畑様は、京都府、京都市の様々な団体に物品の寄贈等の奉仕活動を長くされてきました。

昨年来の新型コロナウイルスの流行に心を痛めておられた田畑様は、今年はマスクを寄贈することにされ、台湾から輸入されました。

ある日、当センターにいただいた田畑様からのお電話や、実際におめにかかった際の会話から田畑様のお人柄に触れることができました。

田畑様の想いを会員に届ける術を検討したところマスクを手渡すことになりました。しかし、枚数に限りがあることから希望するボランティアとせざるを得なかったことから、ここに田畑様の想いを披露することといたしました。



## ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～

あなたの本の寄付で、犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります。

あなたの本が、犯罪被害に遭って身体や心を傷つけられたり、大切なものを失ったりして苦しんでいる方々への支援活動へつながります。

不要になった本はありませんか。ホンデリングとは、読み終えた本、不要になったCD・DVD・ゲーム等を株式会社バリューブックスが買い取り、その金額が、全国被害者支援ネットワークを通じ京都犯罪被害者支援センターに寄付されます。

「本（ホン）で支援の輪（リング）が広がってほしい」という願いを込めて「ホンデリング」と名付けられ、平成23年4月にスタートしたホンデリング、その輪は皆様の温かいお気持ちにより大きく広がっています。

平成31年1月～令和元年12月（12ヶ月）は、44,912冊で805,161円の寄付金をいただきました。

令和2年1月～11月は、25,617冊でした。前年に比べ、19,295冊少なかったですが、特別査定アップという特別増額金がプラスされ、473,724円の寄付金をいただきました。

今回は、前年度に比べホンデリングの査定、寄付の



対象とならない2010年以前に出版された本等が含まれていたことと、併せて活動期間が1ヶ月短かったことにより、331,437円の減額となりました。この状況を踏まえ、令和3年度は、昨年と同様、京都府、京都府警察、京都市にご支援、ご協力を仰ぎ、一緒になってホンデリング活動をし、平成31年度と同額程度の寄付金となるよう努力していきたいと考えています。

皆様には、今後も力強いご支援、ご協力をお願いいたします。

**お願い：ホンデリングにおいて、出版年が2010年以前のもは、査定、寄付の対象となりません。ホンデリングにご協力いただける場合は、ご注意ください。よろしくお願いいたします。**



## ◆ 京都府警察から今年度も大きな援助をいただきました。 )))))))

京丹後警察署では、署員とその家族を対象としたチャリティ食事会を開催され、参加者に対し、当センターへの支援を目的として寄付を募ったところ、59,829円も集まり、支援活動のための寄付金としてセンターにいただきました。

そして、上京警察署では、署内でバザーを開催され、22,345円。また、東山警察署では、他の警察署と同様、署員と家族を対象としたバザーを開催し、45,300円の売り上げがあり、そのすべてを当センターに寄付金としていただきました。

ホンデリング活動のうち、査定、寄付の対象となら

ない2010年以前に出版された本等をBOOK OFFに持ち込み、その買取金額をセンターに寄付としていただいた京都府警察本部警務課犯罪被害者支援室から、3,130円、下京警察署から2,709円、上京警察署から、2,850円、さらに鉄道警察隊からは、2,650円を寄付金としていただきました。

さらに、犯罪被害者支援室からは、募金を募って集まった金額、6,476円を寄付金としていただきました。今後の支援活動に有効に使わせていただきます。有難うございました。

## ◆ 犯罪被害者支援活動を支援する自動販売機設置のお願い )))))))

～清涼飲料の購入で身近にできる社会貢献～

「支援自動販売機」は、被害者支援のため、いつも街角にある「募金箱」と考えています。

清涼飲料の売り上げの一部を「当センター」に寄付する支援システムで、寄付金は付き添いや支援員の育成費用など、被害にあわれた方やその家族・ご遺族を

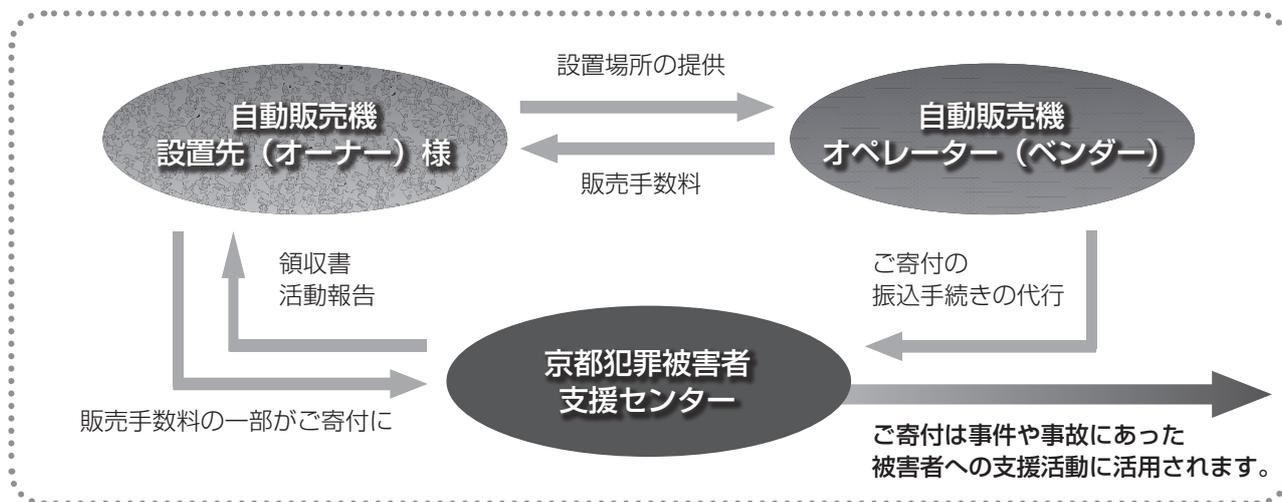
サポートしていくための事業に活用しています。

また、支援自動販売機は、広告塔、すなわち広報啓発の一環としてつながっています。自販機を設置することにより、一人でも多くの方が私たちの活動を知っていただき、理解していただきたいと願っています。

～京都犯罪被害者支援センターの活動を支える資金～

- 犯罪被害者等への支援
- 広報啓発活動
- 相談員の養成及び研修
- 調査研修活動
- 自助組織への支援

売上金の一部





## 「正義を振りかざす「極端な人」の正体」

(山口 真一 著 (光文社新書))



女子プロレスラー木村花さんの自殺というニュースは記憶にあたらしい。本書は、木村花さんの事例をはじめネット上で問題となった事例をあげて、ネット上で極端な攻撃をする人の実体を分析している。

極端な人が現れる環境要素としては、ネットの「匿名性」・「能動的発信だけの空間であるこ

と」が指摘されている。著者の分析では、極端な人は実生活では普通の人間で、平均以上の教育を受け平均以上の収入を得ている人が多い。そして、極端にはしる理由として、彼らなりの正義感、そしてその底にある実生活での不満と分析している。

ネット世界は、今後も広がりを見せると考えられる。確かに情報の取得手段としては有用であると思う。しかし、意見表示をする手段としては疑問が残る。意見交換の場ではなく、一方通行の伝達手段となるからだ。ただその意見表示の場の制限は、表現の自由との関係で一概に規制できない。このため、ネット上の攻撃で被害を受けた人の救済方法としては、現状、名誉棄損等による損害賠償請求手続きの簡易化ぐらいしかないようにも思われる。

いずれにせよネットの世界は、短絡的になりがちな世界になっている。このような世界に入るには、行動する前に一度たちどまり、深呼吸してから行動することが必要ではないかと思う。

(G.T)

## 23 期生 ボランティア募集から事前研修会まで

23 期生 (10 人) を対象に、令和 3 年 1 月 29 日 (金) から 3 月 5 日 (金) まで全 6 日間、令和 2 年度事前研修を行いました。

昨今の電話相談や直接支援の事例を詳細に分析すると社会と家庭の複雑化や基底環境の変容を感じ取ることができます。また、研修の一貫性の重視した結果、プログラムにいくつかの変更を加えました。

プログラムの変更事例を紹介すると京都府警察本部

犯罪被害者支援室には講義に少年犯罪について言及願うこと、また、DV 及び虐待に関する知見を有する京都府家庭支援総合センターに講師陣に参加願いました。

今後も時代や社会の要請を敏感に感じ取り求められるプログラムを編成し、有用な研修を実施していきます。



## 温かいご支援ありがとうございます

< 令和2年11月1日～令和3年1月31日 >

会費及び寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。なお、記載漏れ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。  
(順不同・敬称略)

### 会費納入者

#### 【正会員】

10人

#### 【個人賛助会員】

42人

#### 【法人賛助会員】

1団体

### 寄付者

#### 【個人】

12人

#### 【団体】

6団体

#### 【自動販売機】

8団体

### ◆会員になってください◆

一緒にセンターを支えてくださる会員を募っています。

<b>正会員</b>	年会費 5,000 円	
<b>賛助会員</b>	個人会員年会費	1 □ 3,000 円
	団体会員年会費	1 □ 3,000 円
	法人会員年会費	1 □ 30,000 円

### ◆ご寄付をお願いします◆

金額や口数に関係なく随時受け付けています。

次のいずれかの口座にお振込ください。(振込手数料のご負担をお願いします)

振込口座：京都銀行 府庁前支店（普通）3939038  
口座名義：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター  
理事長 山下俊幸（ヤマシタトシユキ）

郵便振替口座番号：00980-0-128119  
加入者名：公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

当センターへの賛助会員の会費・寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。ご不明な点は事務局までお問合せください。



## センター活動報告

(令和2年11月1日～令和3年1月31日)

## 【研修】

22期生期別研修会 (11/14、11/17、12/15、1/21)

月例研修会 (11/21、12/12、1/9)

北部5期生期別研修会 (11/30、1/21)

ほくぶミーティング (12/4)

事前研修会 (1/29)

## 【広報】

ラジオ出演 (FM おとくに) (11/9)

生命のメッセージ展 (11/22)

犯罪被害者週間啓発パネル展 (11/16～12/1)

犯罪被害者週間啓発活動 (11/27)

## 【講師派遣】

京都弁護士会司法修習生研修 (11/5)

京都拘置所 (11/9、12/7、1/19、1/26)

京都府上京警察署 (11/18)

## 【会議】

運営委員会 (12/16)

京都市生活安全施策審議会 (12/24)

部活動 (1/9)

京都府犯罪被害者サポートチームコーディネーター会議 (1/26)

理事会 (1/28)

ほくぶ



## 相談室だより

朝起きて今日の予定を見ると、午後 KVSC へ出かける日となっています。不安と心配が脳裏をうめています。相談室ではドキドキしながら、研修ノートや資料、本を読んで、電話を待っています。

昨年12月4日、北部地域ボランティア懇談会を開催していただき、先輩の話を聞かせてもらうチャンスと思い参加しました

参加者は事務局含めて8名であり、自己紹介と近況報告、懇談へと進められ、相談日に電話担当の空白の日があること、相談の記録は誰が見てもわかりやすく記入し、次に引き継げるものとしてほしい等の意見があり、電話対応では、被害者からの声に各々受け止め方や感じ方の違いがあること、記録にも違いがあること等の意見もありました。研修で学んだことを思い返したり、モチベーションが下がらないように個人のスキルアップも重要な課題であることなど話し合いました。

ニュースや新聞で犯罪被害報道に触れるたびに、他人事ではなく被害者の立場に沿って静かに寄り添う努力や、相談者の言葉から向き合った言葉を選んで返す事の難しさを感じた有意義な懇談会でした。(H.N)

## 編集後記

コロナウイルス感染症対策の影響で、今年度は思うような広報活動ができませんでした。「はとめーる」に掲載できる記事が少なく、「何を載せたらいいか」みんなが知恵を絞りました。その分少しずつ新たな情報発信ができつつあるのではないかと思います。これからも状況に応じた「できる」ことに目を向け、「伝える」ことを大切にしたいものです。

ホームページもご覧ください  
<http://kvsc.kyoto.jp/>  
 発行者 公益社団法人  
 京都犯罪被害者支援センター  
 理事長 山下俊幸  
 事務局 TEL & FAX 075-415-3008  
 E-mail k7830@kvsc.kyoto.jp  
 印刷 株式会社ティ・プラス

お願い：ご住所等、お届け内容に変更のあった方は、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。